

○神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程取扱細則

昭和52年3月4日

高速鉄道部長決定

改正 平成26年4月1日

平成29年4月15日

平成31年3月16日

令和4年1月1日

(適用範囲)

第1条 乗客の運送について、別に定める場合を除いて、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月管理規程第51号。以下「規程」という。）によるほか、この細則を適用する。

(キロ程の端数計算)

第2条 キロ程をもって乗車料金（以下「料金」という。）を計算する場合、1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(料金の端数整理)

第3条 料金を計算する場合、10円未満の端数は、10円単位に切り上げて（以下「端数整理」という。）計算する。

(乗客の年齢区分及び料金の收受)

第4条 料金は、乗客の年齢を次のとおり区分して收受する。

区分	年齢	料金
大人	12歳以上の者	大人料金を收受する
小児	1歳以上12歳未満の者（12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（管理者がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。） 注 小学校の児童とは卒業日にかかわらず3月31日までをいう。	小児料金を收受する

乳児	1歳未満の者	料金を収受しない
----	--------	----------

2 6歳未満の小児（6歳である学校教育法第18条に規定する学齢児童に該当しないものを含む。）については、乗車券を所持する6歳以上の乗客（団体旅客及び6歳である学校教育法第18条に規定する学齢児童に該当しないものは除く。以下本項において同じ。）が同伴する場合で、乗客1人につき2人に限り無料とする。

（期間の計算）

第5条 期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

2 月をもって期間の計算をする場合は、月の大小にかかわらず、暦によって計算するものとし、月の初日から起算するときは最後の月の末日をもって終りとし、月の初日から起算しないときは最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。

3 月の総日数を計算するときは、前項の規定にかかわらず、1カ月を30日とする。

4 旬の期間の計算を行う場合の期間の始期及び終期は、通用開始の日に対応する日の前日を旬末とし、対応する日の前日に該当する日がないときは月末を旬末とする。また、1の日に対応する旬末が月末となるときで、その月が31日の月であるときは、31日を旬末とする。

5 期間の計算をする場合は、午後24時以後であつても終発列車までは当日として取扱うものとする。

（着駅払乗車証の発行）

第6条 列車が運行しているにもかかわらず、突然停電等のため自動券売機による普通乗車券の発売が不能となった場合は、高速鉄道部地下鉄運輸サービス課長（以下「地下鉄運輸サービス課長」という。）の指示により、その駅から乗車する普通乗車券購入申込者に対しては、着駅払乗車証（様式第1号）を発行し、着駅で料金の収受を行う。

2 着駅払乗車証の発行に際しては、円形欄に駅名印（様式第2号）を押印する。

（補充乗車証）

第7条 定期券の発売に際し、定期券発行機の故障等不慮の事態が発生した場合は、購入の申込みを受けた定期券の発行に代えて、普通（通勤）定期券申込書又は通学定期券購入申込書及び所定の料金を収受して、定期券との引換えを前提とした補充乗車証（様式第3号）を発行することができる。

2 補充乗車証は、当該補充乗車証の発行の日から4日以内に、当該補充乗車証の発行場所において、定期券と引き換えなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

3 補充乗車証は、定期券と引き換えるまでの間に限り、購入の申込みを受けた定期券として取り扱うものとする。

(乗車券の発行を誤った場合の報告)

第8条 乗車券は、次の各号の1に該当する場合は廃札とし、定期券以外の乗車券にあつては表面に赤書きで廃札と記入し、定期券にあつては廃札票(様式第4号)を添付して営業推進課長に送付する。

- (1) 日付その他の券面表示事項の誤刷、誤記又は不鮮明なとき
- (2) 発行の際に切断を要する乗車券の切断箇所を誤ったとき
- (3) 複写式の乗車券類を書損じの理由で廃紙にしたとき
- (4) 破損し、又は汚損したとき
- (5) 番号が重複したとき
- (6) 誤って発行して発行当日中に他の乗車券と引き換えたとき
- (7) 様式改正、設備改廃等によって不用となったとき

第9条 削除

(実習用通学定期券の発売)

第10条 実習用の通学定期券は、次の各号の一に該当し、かつ、第4号を除き、その実習が学習単位の習得に必要となる場合で、規程第4条に規定する学校等(以下「指定学校」という。)の代表者が管理者の承諾を受けたときに発売する。この場合、乗客からは指定学校の代表者において欄外左方上部に「実習」と赤書きした通学定期券購入申込書を提出させるものとする。

- (1) 指定学校の学生生徒が在籍する学校の運動場、工場、農場又は実習場に通う場合
- (2) 指定学校の学生生徒が教育実習のため、指定学校の代表者が指定した他の指定学校等に通う場合
- (3) 高等学校衛生看護科の生徒が、その在籍する指定学校の代表者が指定した実習病院に通う場合
- (4) 部活動のため、指定学校のうち中学校、高等学校に在籍する生徒が、その在籍する指定学校の代表者が指定した場所に通う場合
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中

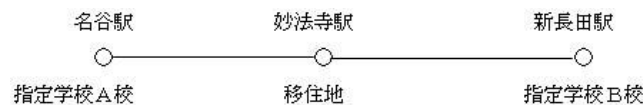
等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部若しくは中学部、又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の不登校児童生徒が、相談・指導を受けるため、学校外の公的機関や民間施設に通う場合。ただし、在籍校の校長より、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができるとの判断を受けている場合に限る。

2 その他、管理者が特に必要と認める場合には、実習用の通学定期券を発売する。

（通学定期券発売の特例）

第11条 乗客の通学先が2箇所以上ある場合で、それぞれの通学定期券購入申込書を提出したときは、次の例による通学定期券を発売することができる。ただし、規程第4条第1項ただし書により発売する定期券を除く。

（例）



A校の通学定期券購入申込書（通学区間は妙法寺駅～名谷駅間）とB校の通学定期券購入申込書（通学区間は妙法寺駅～新長田駅間）と合わせて収受のうえ、名谷駅～新長田駅間の通学定期券を発売する。

（通学定期券購入申込書が無効となる場合及び使用できない場合）

第12条 通学定期券購入申込書が次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

- (1) 記載事項が不明となったもの
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したもの
- (3) 有効期間を経過したもの
- (4) 有効期間内であっても、使用資格を失ったものが使用したとき
- (5) 記名人以外が使用したとき

2 通学定期券購入申込書が次の各号の一に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記載しなければならない事項を記載していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記載事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの

（定期券の一括発売）

第13条 規程第6条の規定により、定期券を一括発売する場合、一括発売を希望する事業所及び指定学校に対しては、次の各号に掲げる事項を条件として取り扱う。

- (1) 同一の事業所又は指定学校ごとに一括し、発売日を指定（以下「指定日」とい

う。) すること。

(2) 定期券一括購入申込書は、指定日の5日前までに提出すること。

(3) 旧定期券は、新定期券の発売日の翌日に一括して返付すること。

(定期券購入等の無料乗車)

第13条の2 乗客は、定期券を発売していない駅から定期券の購入、払戻し、再発行（磁気及びICの障害によるもの等）又は書換えのため、規程第12条に規定する定期券の発売場所（以下「定期券発売所」という。）及び規程第12条の2に規定する定期券自動発売機を設置する駅までの間を乗車する場合無料乗車の取り扱いを受けることができる。

(調整期間を付加する場合の定期料金の計算)

第14条 規程第6条第2項の規定により所定の通用期間のほかに端数となる日数（実日数とする。以下「調整期間」という。）を付加して発売する場合の定期料金は、1ヵ月又は3ヵ月の定期料金に調整期間に相当する定期料金（通用期間が1ヵ月の定期料金にあつては30日、3ヵ月の定期料金にあつては90日で、それぞれの定期料金を除した額（以下「日割額」という。）に調整期間を乗じ、端数整理した額）を加算したものとする。

(学生団体の場合における証明書等の收受及び確認)

第15条 規程第7条第1項第1号の規定により学生団体として団体乗車券を発売する場合は、学生団体であることの証明書の提出又は教職員の所持する身分証明書等によって確認のうえ取り扱うものとする。

(団体乗車券の発行)

第16条 団体乗車券の発行は、次の各号に定めるところによるものとし、甲片は乗客に交付し、乙片は営業推進課長に送付し、丙片は控えとして駅に保管する。

(1) 団体乗車の受付けをした駅において、1団体1乗車区間につき1通を発売する。

(2) 団体名、所在地及び代表者欄には、団体乗車申込書記載のとおり記入する。

(3) 乗車日時欄には、発駅において出発する日時を記入する。

(4) 乗車区間欄は、発駅名及び着駅名を記入する。

(5) 団体種別欄は、該当のものを○で囲む。

(6) 乗車人員欄には規程第7条に定める人員を大人、小児別にそれぞれ記入する。

(7) 料金欄には、規程第3条第1項第5号に規定する計算方法により大人、小児別に記入し、合計欄は大人、小児を合計し端数整理した額を記入する。

(8) 記事欄には、必要に応じて記入する。

(9) 発売年月日、発売駅名欄には、押印又は記入する。

(10) 取扱者印欄には、事務取扱者の認印を押す。

2 前項の規定により団体乗車をしようとする者で地下鉄運輸サービス課長が必要と認めた場合は、団体数取券（様式第9号）を発行する。

（団体乗客が所定の人員に満たない場合の取扱い）

第17条 団体乗客の人員が規程第7条に規定する人員に達しない場合でも、不足人員に対する相当料金を支払うときは、規程第7条を適用する。

2 前項の不足人員は、大人、小児混乗の場合において、大人、小児同数のとき又は大人の方が多数であるときは大人により、その他のときは小児によって計算する。

（団体乗車申込人員が増減した場合）

第18条 団体乗車申込人員が団体乗車券発売後、乗車前に増加した場合は、当該乗車券発売駅において、規程第23条の手数料を収受して書き換えるか、又は増加した人員に対し、普通乗車券を発売する。

2 団体乗車申込人員が団体乗車券発売後、乗車前に減少した場合は、当該乗車券発売駅において、規程第23条の手数料を収受して書き換える。書換えをできない場合は不乗証明書（様式第5号）を発行する。

3 前2項の規定により書換えをする場合は、書換えをした団体乗車券の甲片を乗客に交付し、乙片と回収した団体乗車券を添えて営業推進課長に送付する。

（団体乗車券の訂正）

第19条 団体乗車券に表示した事項は、各片を複写式で同時に一筆で訂正できる。

この場合、訂正を要する文字（数字の場合は、一連の全部）は、明読できるように抹線2本を引き訂正箇所には訂正者の認印を押す。ただし、団体料金の変更となるものについては、訂正できない。

（改氏名の場合）

第20条 定期券の使用人が氏名を改めた場合は、それを証明する書類を添付して当該定期券を定期券発売所に提出し、その氏名の書換えを請求しなければならない。

（災害等による定期券の再発行）

第21条 火災、水害その他の災害によって定期券を滅失した乗客が、相当官公署の証明書類を提出して定期券再発行を請求した場合、乗客に悪意がないと認められ、かつ、その事実が証明できるときに限って、定期券を再発行することができる。

（定期券の再発行）

第22条 定期券を再発行するときは、乗客から定期券（払戻・発行替・再発行）申込書

(様式第6号)を受け取り、原定期券を確認のうえ、次の各号によって定期券を発行し、乗客に交付する。原定期券(前条による場合は、相当証明書)は、定期券(払戻・発行替・再発行)申込書に添えて営業推進課長に送付する。

(1) 乗車区間、通用期間は、もとのとおり記入する。ただし、誤購入、誤発行のものは正当に記入する。

(2) 料金は、正当のものを記入する。

(3) 発行年月日は、再発行の年月日を記入する。

(払戻しの限度額)

第23条 乗客から料金の払戻しの請求があった場合は、乗客が実際に支払った料金の額を限度として取り扱う。

(改札後の乗車券の払戻し)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、改札後の乗車券であっても、誤入鉄の証明をして、規程第17条第1項を準用する。

(1) 乗車券を重複して購入した場合

(2) 改札後、列車が出発したため乗車できなかった場合

(使用経過月数に相当する定期料金の額)

第25条 規程第17条第5項に規定する使用経過月数に相当する定期料金の額は、次の各号によって計算する。

(1) 使用経過月数が1ヵ月(払戻し当日は使用経過日数に算入し、使用経過日数が1ヵ月まで)のときは、払戻し定期券と同一種類及び区間による1ヵ月定期料金

(2) 使用経過月数が2ヵ月(払戻し当日は使用経過日数に算入し、使用経過日数が1ヵ月を越え2ヵ月まで)のときは、払戻し定期券と同一種類及び区間による1ヵ月定期料金の2倍の額

(3) 使用経過月数が3ヵ月(払戻し当日は使用経過日数に算入し、使用経過日数が2ヵ月を越え3ヵ月まで)のときは、払戻し定期券と同一種類及び区間による3ヵ月定期料金

(4) 使用経過月数が4ヵ月(払戻し当日は使用経過日数に算入し、使用経過日数が3ヵ月を越え4ヵ月まで)のときは、払戻し定期券と同一種類及び区間による3ヵ月定期料金と1ヵ月定期料金を合わせた額

(5) 使用経過月数が5ヵ月(払戻し当日は使用経過日数に算入し、使用経過日数が4ヵ月を越え5ヵ月まで)のときは、払戻し定期券と同一種類及び区間による3ヵ月定期

料金と1ヵ月定期料金の2倍の額を合わせた額

(定期券の種類・区間の変更の申し出があった場合の取扱い)

第26条 乗客が、その所持する定期券を定期券発売所に提出して定期券の種類又は区間を変更したい旨申し出があった場合は、新たな種類又は区間に対する普通（通勤）定期券購入申込書又は通学証明書（通学定期券購入申込書）を収受し、新たに定期券を発売する。

2 乗客の所持する定期券は、次に定めるところにより計算し、払戻し額がある場合に限り払戻しする。

(1) 通用期間前に継続発売した定期券に対して、その通用期間前に申し出のあったときは、残余の期間前通用期間分が1旬あるときは、当該定期券の通用期間に対する日割額を10倍した額（以下「旬割額」という。）と、既に収受した定期料金との合計額から規程第23条の手数料を差し引いて端数整理した額

(2) 前号の場合で、残余の期間前通用期間分が1旬に満たないときは、既に収受した定期料金から規程第23条の手数料を差し引いた額

(3) 前各号以外の定期券に対しては、当該定期券の通用期間に対する旬割額に通用開始の日から申し出のあった日（申し出のあった日は、経過した日とする。）までの経過旬数（1旬未満の端数は、1旬とする。）を乗じこれに規程第23条の手数料を加えた額を、既に収受した定期料金から差し引いて端数整理した額

(重複購入による定期料金の払戻し)

第27条 乗客が、紛失定期券の発券その他の理由により、重複購入となったため、不要となった定期券の払戻しを請求した場合は、新たに購入した定期券について第26条第2項の規定を準用して計算した額を払戻す。

(使用者死亡の場合の定期料金の払戻し)

第28条 定期券を使用する乗客が死亡した場合、その引取人から定期料金の払戻しの請求があったときは、医師の診断書又はこれに類する証明書を収受し、第26条第2項の規定を準用して計算した額を払戻す。

(通用開始後7日以内の定期料金の払戻し)

第29条 定期券を所持する乗客が、通用開始後7日以内に不要になった場合、その定期券を定期券発売所に提出したときは、規程第23条の手数料を収受して、既に収受した定期料金から、その定期券の券面表示区間を普通券で1日1往復乗車したものとして計算した額を差し引いた残額の払戻しをすることができる。

(通用開始当日の定期料金の払戻し)

第30条 定期券を所持する乗客が、通用開始当日の乗車前に払戻しの請求をした場合は、その定期券を使用しなかった事実が判明するときに限り、規程第17条第3項を準用して払戻しする。

(定期券(払戻し・発行替・再発行)申込書の提出)

第31条 乗客は、定期料金の払戻し又は定期券の発行替、定期券の再発行を請求する場合、定期券(払戻し・発行替・再発行)申込書(様式第6号)に必要事項を記入して、定期券発売所に提出しなければならない。

(団体料金の払戻し)

第32条 乗車前に団体乗客の一部が乗車をとりやめた場合は、次の各号により取り扱う。

(1) 不乗証明書を発行し、団体乗車券記事欄に「何名不乗につき不乗証明書発行済」と記入のうえ証明する。この場合、払戻しは、当該団体乗車券の発売駅において行う。ただし、不乗証明書の発行日の翌日から起算して1年を経過したときは、払戻しを請求することができない。

(2) 不乗証明書の発行は、当該券面区間の発駅において行う。発行の際は、所定欄に記入のうえ、各片に駅長印を押し、乗客の認印を受ける。また、甲片は駅控えとし、乙片は営業推進課長に送付し、丙片は乗客に交付する。

2 前項の取扱をした場合は、発行駅において規程第23条の手数料を収受して、不乗証明書と引換に、既に収受した料金から実際に乗車した区間及び人員相当の料金(実際乗車人員が25人未満の場合は、25人に対する団体料金又は実際乗車人員に対する普通料金)を差し引いた残額を払戻す。この場合、団体乗車券の丙片(控片)及び不乗証明書裏に「払戻し額、何月何日払戻し」と赤書きし、不乗証明書を営業推進課長に送付する。

(乗越しの取扱い)

第33条 乗越しの場合は、最終下車駅において、原乗車券(定期券等回収できない乗車券は除く。)を回収し、係員又は自動精算機により精算する。

(乗越し区間)

第33条の2 規程第18条第2項の規定により、別に料金を徴収する場合の乗越し区間は、定期券面表示区間の端駅から、実際乗車した経路を通り、出場した駅までの区間とする。

2 前項にかかわらず、定期券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、実際乗車した当該定期券面表示区間外の駅相互間の区間とすることができる。

3 前2項にかかわらず、実際乗車した経路が判明しない場合は、想定される複数の乗車経路のうち、最も普通料金が低廉となる経路（普通料金が同じ場合は乗車経路のうち営業キロが最短となる区間。普通料金及び営業キロが同じ場合は、次の駅順による。）を乗車したものとみなして乗越し区間とすることができる。

駅順：新長田、長田、上沢、湊川公園、大倉山、県庁前、三宮、駒ヶ林、苅藻、御崎公園、和田岬、中央市場前、ハーバーランド、みなと元町、旧居留地・大丸前、三宮・花時計前

（団体乗車券による乗越し等の取扱い）

第34条 規程第19条の規定による団体乗車券での乗越し又は方向変更は、次の各号の定めるところにより取り扱う。

(1) 料金を収受する場合は、団体乗車券記事欄に「何駅まで乗越し、何円収受」、「何駅への方向変更、何円収受」等の例により記入し、駅名印を押す。また、料金を収受しない場合は、変更の要旨を記入し、駅名印を押す。

(2) 乗越し又は方向変更の取扱いは、申し出のあった駅で行い、関係駅に連絡する。

（団体乗車券再発行の取扱い）

第35条 規程第21条の規定により、団体乗車券の再発行を行う場合は、団体乗車申込書等でその事実が認定できる場合で、かつ、当該団体乗車券を発売した駅に照会し、規程第17条第1項の規定による料金の払戻しが行われていないことを確認しなければならない。

（定期券使用乗客が誤乗した場合）

第35条の2 定期券を使用する乗客が、券面に表示された区間外に誤って乗車した場合であって、満員その他の事情で気の毒と認められる場合は、その乗車区間につき無料送還の取扱いをすることができる。

（再収受証明書の取扱い）

第36条 規程第20条第2項の規定による再収受証明書（様式第7号）の発行は、料金及び割増料金を徴収した駅において行う。

2 再収受証明書による料金の払戻しは、原乗車券が料金を再収受した日において有効であることを確認のうえ、次の例により行う。

（例1） 名谷駅発2区間ゆきの普通乗車券を紛失した大人乗客から、同区間の料金230円（再収受証明書に記入された額）を再収受している場合は、230円から規程第23条の手数料（120円）を差し引いた残額110円を払戻す。

(例2) 妙法寺駅発1区間ゆきの普通乗車券を所持する大人乗客が乗車中に乗車券を紛失し、板宿駅で下車の際、乗車駅不明の場合の取扱いにより西神中央駅～板宿駅間340円及び割増料金680円を再收受している場合は、合計額1,020円(再收受証明書に記入された額)から規程第23条の手数料(120円)を差し引いた残額900円を払戻す。

(例3) 板宿駅発1区間ゆきの普通乗車券を所持する大人乗客が、乗車中に乗車券を紛失し、そのまま湊川公園駅まで乗車したため、同駅下車の際、板宿駅～湊川公園駅間の料金230円(再收受証明書に記入された額)を支払っている場合は、原乗車券の210円から規程第23条の手数料(120円)を差し引いた残額90円を払戻す。

(手数料の計算)

第37条 乗車券の書換え又は既納料金の払戻しをする際に收受する手数料は、原乗車券の券類を単位として計算する。ただし、次のものは、例外とする。

号	区分	取り扱い	
(1)	普通券	往復普通乗車券の往片と復片の両券片について、同時に払戻しをする場合	1枚に対する手数料とする。
(2)	定期券	継続発売の定期券を、前定期券の有効期間中に書換え又は払戻しをする場合	1枚に対する手数料とする。

(乗車券を無効とする場合の特例)

第38条 規程第24条及び第25条の規定により、無効として回収した乗車券が次の各号の一に該当する場合は、これを返還することができる。

- (1) 記名人の責に帰すべき理由によらないで使用されたものと認められるとき
- (2) 他の乗車に効力のあるとき
- (3) 乗客に悪意がなく、その証明ができるとき

2 前項の規定により、無効として回収した乗車券を乗客に返還する場合、返還理由を記入した還付願兼領収書(様式第8号)を提出させるものとする。

(定期券の不正使用が2以上の事由に該当する場合)

第39条 定期券の不正使用の場合であって、規程第25条第1項各号のうち、2以上に該当し、かつ規程第27条により計算する駅間及び期間が重複するときは、重複する部分については料金の最も高額となるものによって処理する。

附 則

この細則は、昭和52年3月13日から施行する。

この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

この細則は、平成19年9月1日から施行する。

この細則は、平成24年10月1日から施行する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月15日から施行する。

附 則（平成31年3月16日）抄

（施行期日）

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）


2 この細則の第1条の規定による神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程取扱細則の施行後、現に存する様式については、当分の間、使用することができる。

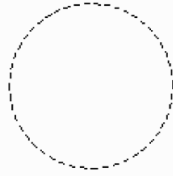
この細則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号 (着駅払乗車証)

着 駅 払 乗 車 証

乗車料金は着駅で
お支払い下さい

 神戸市交通局



様式第2号 (駅名印)



No.

補 充 乗 車 証

定期区間1	—
-------	---

定期区間2	—
-------	---

定期区間3	—
-------	---

定期有効期間	—
--------	---

定期券種				
------	--	--	--	--

お名前		様
-----	--	---

本証有効期間		まで
--------	--	----

ご 注 意

- (1) 上記期間内に本証発行所において定期券にお引き替えください。
- (2) 本証の効力は定期券と同様とします。
- (3) ご乗車の際は、必ず係員にお見せください。
- (4) 本証を紛失された場合は、至急本証発行所にご連絡ください。
- (5) 発行所印の押印のないものは無効です。
- (6) 発行後、手書きにて修正・改変されたものは無効です。

[発行日]

[発行所]



神戸市交通局

様式第4号 (廃札票)

廃 札 票		取扱者
理 由		

様式第5号 (不乗証明書)

甲 不乗証明書
(取扱駅)

乗車券番号及び当該乗車券発行駅名		No		駅発行
乗車月日		月		日
乗車区間		駅→		駅
乗車種別		乗車券記載人員	実際乗車人数	不乗人員
学 生	大人			
	小児			
	教職員等			
普 通	大人			
	小児			
乗客氏名 (乗車券に記載のもの)		殿印		

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

神戸市交通局

駅長 印

- 注意 1. この証明書は発行日の翌日から1年間有効です。
2. 払いもどしの際は手数料 円をいただきます。

様式第6号(定期券(払戻・発行替・再発行)申込書)

定期券(払戻・発行替・再発行)申込書

年 月 日

氏名 カナ							様
生年月日	大・昭・平・西暦			年	月	日	男・女
原定期券の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 磁気 IC (PiTaPa) ・ <input checked="" type="checkbox"/> ICOCA 【 <input type="checkbox"/> IC原券無し(紛失)】						
申込内容	<input checked="" type="checkbox"/> 払戻 (ICOCA定期の場合チェック) <input type="checkbox"/> 定期部分のみ払戻 <input type="checkbox"/> カードを同時に払戻			<input checked="" type="checkbox"/> 発行替		<input checked="" type="checkbox"/> 再発行	
種別	<input checked="" type="checkbox"/> バス		<input checked="" type="checkbox"/> 地下鉄		<input type="checkbox"/> 地下鉄・バス <input type="checkbox"/> 連絡		<input type="checkbox"/> 地下鉄・他社 <input type="checkbox"/> 連絡
乗車区間	バス	普通区全線	近郊区 共用区	系統		停留所～ 停留所	
	鉄道	駅～ ()				駅 ()経由	
期間	年 月 日から			ヶ月 (学期)	券種	普通・通学	
原定期券 No.	発行日 /			新定期券 No.			
発行替内容	・磁気→IC(P・I 新 / 既) ・IC→IC ・IC(P・I)→磁気 ・IC無(原券なし)→磁気					再発行手数料 円	

払戻しの場合(定期券払戻請求書兼領収書)

決済方法	※PiTaPa決済・クレジット決済で購入された定期券の場合、口座振込での返金となります。 入金日は、ご利用のカード会社の定めによります。						
現金	住所						
PiTaPa	氏名						
クレジット	電話()						
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証(No.) <input type="checkbox"/> 写真のある学生証 <input type="checkbox"/> 健康保険証等 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()						
払戻条件	普通 旬割 日割 特別						取扱者
払戻金額	払戻手数料 払戻手渡し額 円 - 円 = 円						

※お客様の個人情報は、申込内容を確認するために使用します。

※お客様の個人情報は法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的以外の利用や個人データの第三者への提供はいたしません。

※ICOCA乗車券(カード)を払戻した場合は、当該ICOCAカードのポイントは、全て無効になります。

様式第7号 (再收受証明書)

再 収 受 証 明 書

金 円

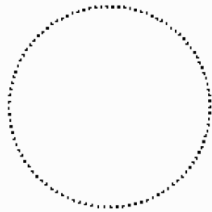
区 間..... 駅～..... 駅 間

普 通 料 金..... 円

割 増 料 金..... 円

(駅 名 印)

(取 扱 者 印)



- この証明書は発行の翌日から1年間有効です。
- 払いもどしの際は手数料120円をいただきます。

神 戸 市 交 通 局

様式第8号 (還付願兼領収書)

還 付 願 兼 領 収 書

平成 年 月 日 決裁

管 区 駅 長	駅 務 助 役
------------------	------------------

(回収定期券)	還 付 願	平成 年 月 日
神戸市交通局 高速鉄道 課長様		
(願人) 住 所		
氏 名		
(願事由)		
.....		
.....		
.....		
券面番号 第 号	平成 年 月 日	日まで有効
駅～	駅間	(経由)
回収された上記定期券の還付を受けました。		
(受取人) 住 所		
氏 名		印
備 考		

(甲) 取扱駅

様式第9号 (団体数取券)

